

総発第 318 号

令和2年1月15日

酒田市監査委員 加藤 裕 様  
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至



### 財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和元年9月12日付監発第21号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

#### 記

財政援助団体等監査 「酒田市写真展示館」（教育委員会社会教育文化課）  
上記施設の指定管理者 《公益財団法人土門拳記念館》

#### 【指摘事項】

(1) 施設及び物品等の管理について（教育委員会社会教育文化課）

指定管理者が管理する施設及び物品等については、酒田市写真展示館の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第3条第1項で、酒田市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されているが、指定管理者が保管する台帳は更新されていないため、台帳に記載されている現物を確認できないものや、使用不能なものがあった。市は指定管理者が管理すべき物品等を明確に提示した上で、包括協定に則り適正に管理すること。

#### ■措置内容

指定管理者が管理する施設及び物品等については、酒田市の財産台帳及び物品台帳が現況と合致するように確認作業を令和元年度末までに実施した上で、公益財団法人土門拳記念館に提示する。

(2) モニタリングと事業評価について（教育委員会社会教育文化課）

モニタリングと事業評価については、酒田市指定管理者制度事務取扱基準（平成30年3月改定）（以下「事務取扱基準」という。）に基づき、サービスの向上や管理運営の状

況を監督するため、市と指定管理者とで指定管理業務等に関する意見交換や諸課題への協議を「連絡会議」として、年2回以上実施することになっているが、実施されていなかった。また、指定管理者が各評価項目に対する自己評価を記載した上で、施設所管課の評価を記載した事業評価書を年度終了後60日以内に行政経営課に提出することになっているが、期限内に提出されていなかった。事務取扱基準に則り、適正に行うこと。

#### ■措置内容

モニタリングについては、平成30年度は6月20日と9月27日に連絡会議を実施したものの、報告書が未提出であったため、日程及び協議内容を確認の上、提出を行った。今後は酒田市指定管理者制度事務取扱基準に基づき、適正に対応していく。

事業評価については、令和元年度終了後、財団法人土門拳記念館による自己評価、社会教育文化課による評価を実施し、事業評価書を期限内である60日以内に提出することを徹底する。